

本論文は日本古代の王権がどのように変質していったのかを二部十章構成に序章・終章を付して解明したものである。王権とは、天皇（王）の権力を円滑に発揮できるように構成された、太上天皇や皇后（皇太后）、皇太子など天皇をバックアップする存在をも含みこんだ権力体のことであるが、日本古代史における王権研究は近年特に盛んとなっており、1つの検討視角として定着しているだけでなく、もはや日本古代史のみにとどまらない枠組みとなっている。かかる研究潮流は、従来個別具体的な検討に陥りがちだった、太上天皇・皇后（皇太后）・皇太子などの研究それぞれに双方向的なつながりを生み出した。今日の王権研究は、個々の王権の権力（太上天皇、皇太后など。複合権力という）を検討するのではなく、王権の複合権力を相互連関的に検討する段階になっているのである（荒木敏夫「王権とは何か」『日本古代の王権』敬文舎、2013年）。

皇太子については史料上に「国の固め」「国の鎮め」などと称され、その固有の地位を認める荒木敏夫『日本古代の皇太子』（吉川弘文館、1985年）の見解もあるが、廢太子などが繰り返された経緯を踏まえれば、太上天皇や皇后・皇太后と比べて、その地位は脆弱だったと言わざるを得ない。

一方、仁藤敦史「律令国家論の現状と課題」（『古代王権と官僚制』臨川書店、2000年、初出1991年）は、専制国家論を「天皇による恣意的な統治」ではなく、「制度化された権力としての皇権」という立場から、王権の多極構造や内臣・紫微令・摂関を含めた総合的考察が必要とするが、この仁藤氏の提唱に基づく考察はまだ深められる余地がある。

上述のように、本論文では王権構成上における皇太子については高く評価せず、軸としての存在は太上天皇・皇太后を据える。王権構造が太上天皇と皇后・皇太后の権力行使にいかなる影響や規則性を与えたのか、そしてそれらがいかなる有機的連関を有していたのかなどを明らかにすることが、本論文における1つの眼目である。

また、内臣や皇太后側近の官人についても考察するが、これは皇太后など王権権力の一端を測る素材となると考えられるからであり、その場合、内臣は王権そのものではなく、「王権周辺」の存在として位置づけることが望ましい。上島享「藤原道長と院政」（『日本中世社会の形成と王権』名古屋大学出版会、2010年、初出2001年）、同「中世王権の創出と院政」（『日本の歴史 8 古代天皇制を考える』講談社学術文庫、2009年、初出2001年）、神谷正昌「摂政・関白と王権」（『歴史評論』841、2020年）のように、王権に平安時代の摂関を含める見解もあるが、天皇大権を代行、あるいは輔佐することから、王権の一角とみておきたい。

以上の視角により、本論文では太上天皇と皇后・皇太后らの王権内部での働きを有機的に関連づけ、その変遷を8・9世紀という期間で展望することで、王権構造の変化や天皇のあり方を明らかにすることを目的とする。天皇のあり方については、9世紀に天皇の「機関化」がなされたという、早川庄八「律令国家・王朝国家における天皇」（『天皇と古代国家』講談社学術文庫、2000年、初出1987年）、川尻秋生『シリーズ日本古代史⑤ 平安京遷都』（岩波新書、2011年）などの指摘があるが、早川氏は天皇権威の絶対化および公卿を中心とした国政運営の確立、川尻氏は

天皇の儀式への不出御が目立っている現象にもとづいた見解である。特にこれらの知見に改めて付け加えることはないが、本論文では王権構造の変質といかなる連関性を有するかという観点から、総合的俯瞰的な王権構造の分析を行い、天皇のあり方にもいくらかの私見を示すこととした。

以上のような課題設定を踏まえ、第一部「八世紀の王権構造とその周辺」では、8世紀の太上天皇と皇后・皇太后の位置づけを論じた上で、光明皇太后の周辺に結集していた官人の実相について考察する。これにより、光明皇太后の特殊な政治的地位が明らかとなる。

第一章「八世紀の太上天皇と王権」では、天皇と同等の権力を有するとされる奈良時代における太上天皇のあり方を通覧するとともに、関東行幸における元正太上天皇と聖武天皇の対立史観に関する問題点など、個別の論点にも言及する。聖武天皇が元正太上天皇に政務の助言を求めるなど、両者の関係は良好で、擬制的親子関係を結んでいたとする一方で、天平年間の関東行幸での両者の対立を主張するのが一般的な見方であるが、これは論旨が破綻していると言える。従来あまり触れられることのなかった『万葉集』の節度使辞見の記事などを取り上げて、奈良時代の太上天皇と天皇の関係も論究する。これらの検討により、王権の権力分掌のモデルケースとなることが期待される。

第二章「八世紀の皇后・皇太后」では、まず立后宣命の「しりへの政」に注目し、そこに内包される皇后執政権の意味合いを確認する。その上で、太上天皇のモデルケースを念頭に、奈良時代における皇后・皇太后の権力発露のあり方を検討し、王権内でどのような位置づけを得ていたのかを検討する。また、光明皇后の立后宣命にみえる儒教的観念や皇太后時代の光明子の動向を中国漢代の皇后に起因するものと考え、その淵源を探る。太上天皇は持統天皇の譲位によって創出されるが、皇后は律令に規定されながら実際の立后は天平元年（730）の光明子の段階であった。「しりへの政」が何に依拠するのかを明らかにすべく、梅村恵子「天皇家における皇后の位置」（伊藤聖子・河野信子編『女と男の時空—日本女性史再考Ⅱおんなとおとこの誕生—古代から中世へ』藤原書店、1996年）による考察以来なされていない、皇后制の日中比較を試みる。

第一章・第二章で8世紀の太上天皇と皇后・皇太后のあり方が明らかとなるが、第三章から第五章にかけては、光明皇太后周辺に結集していた官人の考察を行う。第三章「大伴古麻呂と「選ばれた四位官人」」は、議政官ではない立場と目される大伴古麻呂を取り上げて、その政治的地位の検討から当時の四位官人の待遇について考察するものである。古麻呂が皇位継承決定の合議に参加したことについては、佐藤長門「古代天皇制の構造とその展開」（『日本古代王権の構造と展開』吉川弘文館、2009年、初出2001年）が、王権の選択性があったことを指摘している。その意義について、当時の王権構造が抱えていた課題などをもとに、官人側の視点から検討する。さらに、大伴古麻呂以外の官人にも焦点を当てて、当時の「選ばれた四位官人」という枠組みの実態を合議制のあり方から検証し、王権構造を支える官人層の有り様にも目配りする必要性を喚起する。

第四章「藤原永手と内臣」では、藤原仲麻呂の専制権力のみが注目されがちな孝謙朝において、光明皇太后を支える存在としての内臣藤原永手の存在を析出し、大伴古麻呂とは異なる第三極的な立場を明らかにする。『類聚三代格』巻2、昌泰3年（900）12月9日太政官符所引天平勝宝9年4月14日内臣宣の「内臣」については、従来紫微内相の藤原仲麻呂と理解されてきたが、仲

麻呂が紫微内相に任命されたのはそれよりも 1 ヶ月後のことであることがこの説の難点である。本章では、東野治之「東大寺献物帳と紫微中台」(『大和古寺の研究』塙書房、2011 年、初出 2001 年)の藤原永手内臣説を妥当と判断し、太上天皇に准じる権力を有するなど当時の王権の中心的存在であった光明皇太后の周辺に人材が集積される様相を確認しつつ、藤原仲麻呂の専制権力の獲得過程を論じる。

第五章「藤原仲麻呂と光明子」では、太上天皇に准じる権力を有した光明皇太后の権力発露の様相を橘奈良麻呂の変での奔走、自らを支える内臣藤原永手や複数の官人から検討する。第三章・第四章で得た知見をもとに、光明皇太后と大伴古麻呂・藤原永手ら複数の側近との関係に目配りする章となる。

第一部での検討により、8 世紀の天皇は単独では十分な権威を有しておらず、それを補完するために太上天皇や皇后・皇太后の後見が必要不可欠であったことが明らかとなった。また、太上天皇制は権威に致命的欠陥を有していた孝謙太上天皇が障壁となっており、それに伴って光明皇太后が王権での権力を依然保持し、藤原仲麻呂とその他の側近に矛盾が生じていたことが浮き彫りとなる。

第二部「平安期王権構造への転回—八世紀後半から九世紀に向けて—」では、8 世紀で明らかとなった太上天皇と皇后・皇太后のあり方が 9 世紀になってどのように変化したのかを考察する。また、内臣や王権に近侍する四位官人といった複数の要素が平安時代に向けてどのように発展・解消され、公卿という枠組みへとつながっていくのかにも目配りする。第一部では、奈良時代における四位官人がどのような形で王権、特に光明皇太后のもとに結集していたのかを論じるが、そういった固有の政治的地位がいかに変容していくのかという点も視野に入れる。

本論文では過渡期としての奈良時代という枠組みを構想しており、その点では単純に 8 世紀と 9 世紀で線引きすることはしない。王権構造と貴族層の変質という点で 1 つの画期となると思われるのは、8 世紀後半の称徳朝である。

第一章「称徳王権論」では、「道鏡政権」などとしてその異質性が強調されてきた称徳朝の太政官構成や側近層の編成、皇位継承決定権独占のあり方から、当該期の王権の特質を明らかにする。称徳朝は前代までとは異なり、太上天皇や皇后・皇太后など王権構成が手薄な時期であったが、天皇に準じる待遇であった道鏡を王権の一角である「共同統治者」と位置づけた上で、8 世紀中盤まで、あるいは平安時代との相違を見いだす。

第二章「奈良時代の王権と内臣」では、内臣藤原永手が光明皇太后を支える存在だったという知見が奈良時代全体に敷衍することができるのかという問題意識のもと、内臣の制度史的検討を行う。7 世紀の藤原鎌足のあり方がどのように 8 世紀の内臣へと継承されていくのかという点を皮切りに、大臣・太政官制との関わり、知太政官事との職務分掌のあり方、王権構造や内大臣との関連などを視野に入れて、通時代的な把握に努める。そして、以上のような変遷が公卿制の成立や王権構造にいかなる影響を及ぼしたのかという背景も探っていくこととする。7 世紀以来の群臣層がどのように過渡期としての奈良時代を経て、平安時代の公卿へとつながっていくのかというロング・レンジな視点を重視する。

第三章「桓武天皇の王権構想と平安初期の議政官」では、9 世紀の王権構想が 8 世紀のそれからどのように変容していったのかを解明するために、称徳天皇死後の光仁・桓武朝を起点とした

王権構造の変化を分析するとともに、王権を支える側近層について検討する。前者については、第二部第一章で指摘した王権の専制化や皇位継承決定権の独占が光仁・桓武朝にどのように継承されていたのか、王権構造の特徴、皇后井上内親王の位置づけ、皇位継承構想のあり方などから叙述する。

平安期太上天皇制は薬子の変による平城太上天皇の敗北、嵯峨太上天皇の内裏退去などが画期とされているが、第三章は王権構造の変化の前提について明らかにするものである。

後者については、第一部の各章で論じてきた四位官人を中心とする側近層がどのように公卿の成立に関わるのかという点を明らかにすることが1つの眼目である。桓武天皇によって行われた太政官の側近化が平城・嵯峨朝に継承されていく様相を素描し、その上で王権構造との関わりを論じる。

第四章「平安前期太上天皇制とその行方」では、嵯峨太上天皇を起点とする平安前期太上天皇制がいかに10世紀初頭まで展開していくかを検討する。一般的に、薬子の変における平城太上天皇の敗北、嵯峨太上天皇の内裏外への退去が太上天皇制後退の画期とされることが多いが、本章では摂関政治の成立過程と太上天皇の権威・権能との関連を重視し、9世紀太上天皇の動向を整理した上で、宇多太上天皇を1つの軸に据える。すなわち、「宇多院政」と漠然と捉えられてきた宇多太上天皇の国政関与の様相について、改めて時期ごとに事例を検討し、当該期およびその後の政治体制のあり方を検討する。

第五章「皇后・皇太后の変質と母後の登場」では、奈良時代の皇后・皇太后のあり方が9世紀に至ってどのような変質を遂げたのかを考察する。第一部第二章で指摘したように、令制初の皇后として立后した光明子は聖武天皇を支える地位を与えられ、皇太后時代には太上天皇に准じる位置づけを獲得し、中国の皇太后に比肩する権力を有した。それに対して、8世紀後半以降の皇后制は、井上内親王（光仁天皇妻后）の皇后宮が内裏に吸収されたことをきっかけとして、転換期を迎える。

井上内親王は女性即位の可能性もはらんでいたため、過渡期的な評価が与えられるが、本章では、9世紀における皇后制に段階的な後退を想定し、橘嘉智子（嵯峨天皇妻后）・正子内親王（淳和天皇妻后）それぞれの政治的行為がどのような要因で可能であったかを念頭に置いて、検討を加える。また、9世紀の皇后制を考える上では母後の登場は見逃すことはできない。藤原順子（門徳天皇母）・藤原明子（清和天皇母）といった9世紀後半の母後の権力や藤原高子の位置づけについては、史料制約により評価が難しいところがあるが、藤原基経の権力獲得過程も視野に入れながら私見を呈示することを試みる。

以上のように、第一部においては、太上天皇と皇后・皇太后の王権内部での位置づけ、さらに光明皇太后に結集していた官人について考察を行い、それに対応する形で第二部では、太上天皇や皇后（皇太后）の地位の低下に即した形で公卿制が確立するという歴史的展開を明らかにし、その最終地点が摂関政治にあたるという見通しを示す。

本論文における以上の検討から、8・9世紀における王権構造および貴族層の変容が有機的な関係を有し、7世紀以来の遺制である氏族制を継承した律令国家の二元性が平安時代にかけて解消されていく歴史的過程が判明する。終章ではそれらの意義をまとめ、さらには王権構造に即した政治史研究の有効性も強調する。しかし、天皇そのもののあり方や摂関期王権研究の有効性につ

いては、本論文において論じることができず、課題として示すにとどまった。本論文の成果を踏まえ、さらにその解明へと取り組んでいくこととなる。